

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表区長の項第10号及び担当区長の項第12号中「普通財産」を「公有財産」に改める。

別表地域力推進室長の項第8号中「100,000円」を「500,000円」に改め、同項第9号中「賃料」を「貸付料」に、「100,000円」を「500,000円」に、「普通財産」を「公有財産」に改め、同項中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関する事。

(11) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認に関する事。

別表健康福祉部長の項第6号中「及び介護保険」を削る。

別表子どもはぐくみ室長の項第11号に次のただし書を加える。

ただし、助産の実施に要する費用に係る滞納処分及び過年度に調定した債権に関するものを除く。

別表子どもはぐくみ室長の項に次の1号を加える。

(15) 所属職員に対する検査職員証、滞納者財産差押職員証及び検査証の交付に関する事。

別表課長（総務・防災課長及び子どもはぐくみ課長を含む。）の項の次に次の1項を加える。

- (1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。
- (2) 補佐職員の出張及び復命に関する事。
- (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。
- (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関する事。
- (5) 担当事務に係る支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係る

室に置く課長
及び担当課長

- ものを除く。)の通知に関する事。ただし、市税徴収金等に関するものを除く。
- (6) 担当事務に係る1件100,000円以下の支出決定に関する事。
 - (7) 補佐職員の旅費の支出決定に関する事。
 - (8) 担当事務に係る水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関する事。
 - (9) 担当事務に係る1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。
 - (10) 担当事務に係る自動車重量税の支出決定に関する事。
 - (11) 担当事務に係る1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
 - (12) 担当事務に係る単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。
 - (13) 担当事務に係るホームページの作成に関する事。
 - (14) 担当事務に係る軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。
 - (15) 担当事務に係る証明及び公簿の閲覧に関する事。
 - (16) 担当事務に係る軽易な公告の決定に関する事。

別表担当課長及び室に置く課長の項中「及び室に置く課長」を「(室に置く担当課長を除く。)」に改める。

別表総務・防災課長の項第9号中「又は」を「並びに」に、「賃料」を「貸付料」に、「普通財産」を「公有財産」に、「で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を「の決定及び契約」に改め、同項第10号を同項第12号とし、同項第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関する事。
- (11) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認のうち軽易なものに関する事。

別表健康長寿推進課長の項中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号を第5号とする。

別表子どもはぐくみ課長の項に次の1号を加える。

(10) 児童福祉法第6条の3第3項の規定による子育て短期支援事業の実施に関する事

別表京北出張所次長の項中第26号及び第27号を削り、第25号を第27号とし、第22号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同項第21号中「又は」を「並びに」に、「賃料」を「貸付料」に、「普通財産」を「公有財産」に、「で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を「の決定及び契約」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(22) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関する事

(23) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認のうち軽易なものに関する事

別表京北出張所次長の項中第28号を削り、第29号を第28号とし、第30号から第41号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)